

2027年度 早稲田大学法科大学院

法学既修者試験 論述試験

憲 法

(評価のポイント)

【評価のポイント】

〔設問 1〕では、X と Y はともに、それぞれ市民会館、福祉会館を利用できないことで、自分たちの集会の自由（憲法 21 条 1 項）に対する制限となっており、憲法違反だと主張することになる。

この主張には、適用条例それ自体の違憲性と、仮に合憲であるとしても使用不許可処分が違憲ないし違法であるという二つの可能性が含まれている。さらに一つ目は、文面上違憲の主張と法令違憲の二つの主張に分けられる。二つ目については、各不許可処分には条例該当性がないと主張することになる。

〔設問 2〕について、事例 1 は泉佐野市民会館事件（最判平成 7・3・7）、事例 2 は上尾市福祉会館事件（最判平成 8・3・15）を模したものであり、解答にあたっては、「判例をふまえ」た裁判所の判断と、「当否に関する私見」の二つを述べなければならない。

集会の用に供される「公の施設」（地自法 244 条 1 項）の場合、「正当な理由」（同条 2 項）なしに当該施設の利用を拒むことは集会の自由の実質的な否定を意味し、各条例の使用不許可事由は「正当な理由」を具体化したものである。集会の自由に対する制限が必要かつ合理的なものとして認められるのは、二重の基準論を考慮した比較衡量に基づき、明らかな差し迫った危険の発生が客観的な事実を照らして具体的に明らかに予測される場合に限られる。こうした憲法適合的解釈（あるいは端的に合憲限定解釈）の結果、各条例は文面上も法内容上も合憲といえることになる。処分審査の段階で、上記最高裁判例では、いわゆる「敵意ある聴衆の法理」の観点から、事例 1 は適法、事例 2 は違法と判断が分かれた。それらと異なる結論に至っても構わないが、その理由を「私見」のところで説明する必要がある。

近年の司法試験論文式における憲法では、架空の法律案の憲法適合性について、判例・学説の正確な知識をふまえたうえで法律家の観点から助言を行うというスタイルの事例問題が多くなっている。だが昨年までの経験からして、受験生は、過去に典型的であった三者間での書き分け問題への苦手意識からか、審査基準を定立して当てはめれば事足りりとする論証パターンのな解答から抜け出せていない。本問は全体として難易度は高くない。憲法判例百選 I に掲載された判旨と解説を読んでいれば、高得点をとることができるはずである。思考力を問う前に、基礎的知識を身につけることが肝心だと考えられる。

以上